

# グリーン調達ガイドライン

〈第4版〉



## 目次

- 1.はじめに
- 2.イシガキの品質/環境方針
- 3.グリーン調達について  
(別紙) 化学物質一覧

制定：2005年10月20日

改訂：2017年 3月 1日



株式会社 石 垣

# 1.はじめに

株式会社 石垣（以下「当社」）は、2001年にISO14001を取得して以来、環境保全を事業経営の最重要課題のひとつと位置づけ、環境方針を定めマネジメントシステムを構築し、企業活動全般において地球環境保護に取り組んでいます。

社会の持続的発展のためには、省資源、リサイクル、省エネルギー、規制化学物質の排除および環境に配慮した技術の革新とものづくりを進めていかなければなりません。

当社は、原材料調達から製造、輸送、使用、廃棄、リサイクルにいたる製品ライフサイクルにおける環境負荷の少ない商品の開発から工場・事業所の活動まであらゆる面で環境に配慮した取り組みを推進しています。

この活動を円滑に進めるための基準として、「グリーン調達ガイドライン」を2005年10月に発行致しましたが、欧州におけるREACH規則の発効をはじめ、製品に含有される化学物質に関する法規制は、年々強化されつつあり更にこの動向は、グローバルスケールでの広がりを見せています。

当社でもこの動向に呼応し、より実効ある「グリーン調達」すなわち環境負荷の少ない資材の調達をめざして、今般「グリーン調達ガイドライン」を改定致しました。

当社のこれまでの取組みに対する皆様のご協力に感謝しますとともに、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

※本ガイドラインは、法改正、社会情勢の変化や技術動向等により必要に応じて適宜見直し、改定を行いHP上に掲載致します。

URL: <http://www.ishigaki.co.jp/>

株式会社 石垣 資材部長

## 2.イシガキの品質/環境方針

# 品質 / 環境方針

QUALITY AND ENVIRONMENTAL POLICY

当社は、全ての事業活動において、「顧客満足の向上」及び「環境保全」を企業使命と位置付けて、更なる社会貢献に取り組む。

### 1. 顧客満足の向上

顧客のニーズと期待に応え、顧客の信頼と満足を得る製品、プラント及びサービスの提供に努める。

### 2. 継続的改善

品質及び環境マネジメントシステムの有効性を事業活動全般において継続的に改善する。

### 3. 法規制等の順守

法規制及び当社が同意するその他の要求事項を順守する。

### 4. 環境保全に貢献

環境に配慮した製品の開発・提供を通じて環境保全に貢献する。

### 5. 技術・技能の向上

技術・技能の更なる習得に努め、品質及び効率化の向上に取り組む。

2017年3月1日



株式会社 石垣

代表取締役社長 石垣 真



## 3.グリーン調達について

### 〈グリーン調達の目的〉

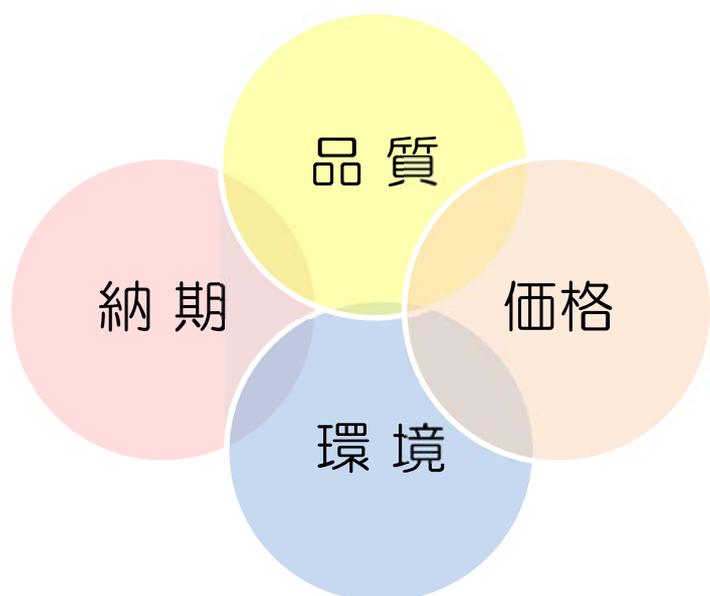
製品のライフサイクルを通して地球環境への負荷をできる限り小さくしていくため、省エネルギー、長寿命、省資源、再生・分解・処理の容易性、化学物質の適正使用を考慮した、環境負荷のより少ない製品・サービスを調達することが目的です。

### 〈グリーン調達の適用範囲〉

本ガイドラインは当社が調達する全ての資材（原材料・補助材料・購入部品・外注部品・サービス）について適用します。

### 〈グリーン調達の指針〉

当社では取引先の選定にあたり、従来の Q（品質） C（価格） D（納期）と同様に E（環境）を重要な要素として考えています。



# 〈取引先様へのお願い事項〉

1	法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係する環境関連法令を明確にし、遵守している。</li> <li>② 過去2年間に法令違反で処罰を受けていない。</li> </ul>
2	情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社に提供する資材についてP R T R制度の第一種指定化学物質が含有する場合は報告をお願いします。 上記の対象物質の取扱量が年間 1 t on以上（特定第一種指定化学物質は取扱量が0. 5 t on以上）で届出対象になります。</li> <li>② 当社に提供する資材についてSDS制度の対象となる化学物質についてはSDS（安全データシート）を提出ください。 新規手配時または内容変更、法令改正があった場合は必ず提出ください。</li> <li>③ 当社が必要時に求める製品含有物質、廃棄方法等に関する情報の提供に応じること。 なお、秘密情報となりえる場合は、事前にその旨ご連絡ください。</li> </ul>
3	製造工程 ・製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 汚染の防止（大気汚染・水質汚濁の削減、騒音・振動の低減）</li> <li>② エネルギー使用量の削減（電気・ガス・燃料など）</li> <li>③ 廃棄物の適性処理および排出量の削減</li> <li>④ 禁止化学物質の不使用、管理化学物質の使用抑制（別紙）</li> <li>⑤ 製品の減量化、小型化に配慮している。</li> <li>⑥ 長寿命化に配慮している。</li> </ul>
4	梱包・輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 包装・梱包材料の省資源化（省梱包化・梱包レス化）</li> <li>② 梱包材のリユース・リサイクルに配慮</li> <li>③ 輸送手段・燃費の効率化、アイドリングストップの励行</li> </ul>
5	工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法規制等に伴う適切な工法の採用</li> <li>② 建設副産物の適切な再利用</li> <li>③ 現場代理人の指示に基づき廃棄物の適切な分別と処分</li> </ul>

## 参考 〈用語の解説〉

### 【グリーン調達】

資材調達先と協力して、部品、原材料や容器・包装・梱包などにおいて環境配慮型資材等を選択し、調達すること。

対象物品は資材調達品すべて。

### 【グリーン購入】

環境に負荷の少ない環境配慮型の商品を選択し、購入すること。

対象物品は事務用品・制服・紙類の消耗品。

### 【PRTR法】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」

### 【SDS制度】

SDS制度とは、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡または提供する際には、その化学物質の性状および取扱いに関する情報（SDS：Safety Data Sheet）の提出を義務付ける制度。

### 【REACH規則】

2007年6月1日に発効した化学物質の総合的な登録、評価、認可、制限に関する指令。EU域内で化学品を製造・輸入する場合、欧州化学品庁への物質の登録、評価を製造業者、輸入者に義務付け、更に発がん性を有するなど健康・環境へ悪影響が懸念される物質（高懸念物質：SVHC）については認可・禁止などの制限をもうけた規則。

## (別紙) 化学物質一覧

物質群名称	対象法規制	管理ランク
第一種特定化学物質	化審法	禁止
オゾン層破壊物質	オゾン層保護法	
製造禁止物質	労働安全衛生法	
水銀/水銀化合物	RoHS指令	※ 条件付 禁止
カドミウム/カドミウム化合物		
鉛/鉛化合物		
六価クロム化合物		
PBB		
PBDE		
第一種指定化学物質	化管法	管理
放射性物質	原子炉等規制法	
REACH 高懸念物質群	REACH規則	

禁止物質	納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制により、製品（包装材を含む）への使用が禁止または制限されている物質で、当社への納入品に使用される可能性がある化学物質。
管理物質	納入品に含有していることを制限するものではないが、国内外の法規制他で、使用実態を把握し管理を要求されている物質及びリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。

※ RoHS指令の適用除外に準ずる。

納入品には最終的に含有せずとも、納品までの製造、貯蔵、輸送等の段階で使用される化学物質について、供給保全の趣旨から調査をお願いする場合があります。合わせてご協力をお願い致します。

## 参考 〈主な環境法規制及び基準〉

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」  
（化管法、PRTR法）

「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（オゾン層保護法）

「労働安全衛生法」（安衛法）

「毒物及び劇物取締法」

「大気汚染防止法」

「ダイオキシン類対策特別措置法」

「水質汚濁防止法」

「河川法」

「水道法」

「下水道法」

「浄化槽法」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）

「RoHS 指令」

「REACH 規則」

注）上記は環境法令の一部であり、適用される法令のすべてではありません。

※ 相談窓口

資材部

TEL: 0877-44-4111